

令和元年度事業報告

自 令和 1 年 7 月 1 日

至 令和 2 年 6 月 3 0 日

I. 総轄

今回、実質 GDP 成長率が市場予想を下回る大幅なマイナスとなった、要因については、消費税増税後の反動による消費の低迷に加え、台風による影響や暖冬の影響が想定され、設備投資も軟調な展開であった。今後、懸念されることは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けての景気動向で不確定要因が多く、今のところ先行きは不透明な状況である。

このような状況の中、現在我国が直面する課題に対応すべく各種法改正の議論が各方面で行われており、中でも土地家屋調査士に大きく関わる空き家問題、所有者不明土地の問題は「法務省法制審議会民法・不動産登記法部会」において中間試案が取りまとめられ、3月のパブリックコメントを経て、民法や不動産登記法の改正が進められている。

また、国土交通省では、土地基本法や国土調査法等の見直しの議論も行われており、中でも本年2月4日閣議決定された土地基本法の改正案では、土地所有者自らに土地の適切な利用・管理を確保することが求められている。特に、所有者は相続登記を適時に行い、隣接地との境界の明確化を促すため、境界確定に努力・協力（法的管理）することなどが明記されている。

更に、昨年6月12日に、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布された。土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」とされた。このような社会の流れの中で、私たちは、より公共性の高い業務の専門家として社会貢献を基に日々の業務にあたることとなる。

今年度も当協会では、現在社会が求める課題に常に目を向け、必要な事業を提案しつつ会務執行に努めた。公益法人たる協会の公益目的法定事業はもとより、公益目的関連事業である地図づくり事業の実施や自主事業である防災及び災害時支援などを検討した。また、土地家屋調査士会、土地家屋調査士政治連盟、行政機関、関連士業、関連団体そして多くの政治家と連携して、地図作成の現状、空き家問題への対応、そして、狭隘道路整備事業を推進することが、災害に強い街づくりに貢献できると啓発活動に努めた。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いし、総轄とする。

II. 各部の業務報告

1. 総務部

- a. 官公署に対する相談助言活動を地区委員と理事が連携して行う。
法務局・大分県への新年の挨拶、及び4月就任された吉田法務局長・富村総括表示登記専門官への挨拶を行った。
理事と地区委員が連携し、官公署に対する挨拶、相談助言活動を行った。
- b. 諸法令の検討、対応を行う。
「狭あい道路の解消に向けた活動」と「未登記道路整備」における所有者不明土地問題の取り組みについて、協議した。
官公庁からの筆界特定申請を受託した場合の実施体制について、検討を行った。
社員による損害賠償請求訴訟は、大分地方裁判所において、2月20日付で判決が言い渡されたが、原告は判決を不服として3月4日に控訴を申立てた。今後の対応について弁護士と打ち合わせを行った。
- c. 諸規則の検討、見直しを行う。
入会金及び会費に関する規則の見直しを行った。
- d. 社員及び新入社員への研修を行う。
本会研修部において、当協会からも講師を派遣し新人研修会を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、延期された。
- e. ホームページの管理運営を行う。
実績管理台帳を一か月毎に掲載している。
その他、随時報酬額計算ソフトの掲載を行った。
- f. 関係団体主催研修会への参加を行う。
全公連の下記の研修会へ参加した。
 - ① 14条地図作成作業の受託体制の整備
 - ② 大規模災害に備え、協会が提案する事業の推進
 - ③ 公共調達：協会としてのコンプライアンスとガバナンスについて

2. 経理部

- a. 効率的な予算執行、経費支出の管理及び削減の実施
予算執行については、公益社団法人として適正運用に心掛け、常に収支のバランスに注意をしながら、効率的な執行に努めた。今年度は、予算を達成し又新型コロナウイルス感染防止を目的として、3月以降の会議、研修会、公開セミナー等の開催を見合わせたことによる費用削減により、収支は改善したものの、依然として予断を許さない状況である。引き続き、節約できるものは努力していく。

- b. 会費納付期限の厳守
会費納入については社員各位の協力により、予定通り 1 人の未納者もなく全額納入された。
- c. 特定費用準備金積立金等、法令を遵守した適正な資産運用
近年の自然災害の状況から、引き続き、今年度も「災害支援協力活動準備資産」を積み立てた。
- d. 公益法人会計と税務における法令遵守のための情報収集・検討実施
公益法人として、引当金・積立金・他会計振替・配賦割合等により、収支相償を図っているが、会計上・税務上問題の無い予備費を準備することが出来ないか情報収集を行った。

3. 業務部

- a. 業務管理システム運用における業務品質管理の徹底
 - ①業務管理システム報告資料の内容調査および検討
報告資料の確認の結果、業務は特に問題なく適正に行われた。
 - ②業務実施計画・中間検査・完了検査等の助言及び指導
業務毎に個別に対応した。
 - ③業務管理プログラムの管理
本年度は特に修正等はなかった。
 - ④業務管理システムの更なる検討
業務管理システムは社員に定着している。
業務内容の途中変更による中間報告、規程等の内容の見直しを検討した。
- b. 組織運営及び業務体系の確立
 - ①業務管理者会議・報酬額確認責任者会議の実施
新構成員による開催を実施した。
 - ②規則、規程について改定等の検討
事業を行う中で検討した。
 - ③業務研修の実施
新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、見合わせた。
- c. 講座事業と相談・啓発活動に関する事項
 - ①第 10 回公開セミナーの開催
新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、見合わせた。
 - ②社員研修会の開催
新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、見合わせた。

③相談会の開催並びに個別相談会の推進

調査士の日の無料相談会の共催及び各地区にて市町村に対し個別に相談等を行った。

④外部研修への講師派遣

大分県登記職員研修会へ派遣した。

⑤継続的相談活動

官公署からの各種相談について対応した。

d. 大規模事業の処理を通じての地域貢献

①不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成作業

大分市新川・浜町区 2 年目作業を令和 2 年 3 月に完了した。

大分市上野丘地区 1 年目作業を令和 2 年 2 月に完了し、現在は 2 年目作業を実施中。

②地籍調査事業

令和 2 年 6 月 30 日 大分市

大分市豊町及び泉町、碩田町は落札できなかった。

③道路台帳整備事業

大分土木事務所による業務を大分市佐賀関地区で実施中。

④国土調査法第 19 条 5 項事業

本年度の受託事業なし。

e. 地図作成委員会の設置

- ・不動産登記法第 14 条第 1 項地図及び建物所在図、地籍調査事業の調査・研究及び実施を目的とした委員会の設置

地図作成委員会の設置に向け、構成メンバー等の案を検討した。

- ・委員会の構成及び運営等の規定類の策定

地図作成委員会の設置に向け、構成メンバー等の案を検討した。

- ・業務実施者への測量 CAD ソフト等の提供

14 条第 1 項地図作成作業について測量 CAD ソフトを備付けた。